

令和4年度就学援助 申請書 兼 同意書

船橋市教育委員会 あて

学校提出日：令和 年 月 日

私は、「同意項目」すべてに同意し、下記対象児童生徒についての就学援助を申請します。

申請者 (保護者)	現住所			令和4年1月1日現在の住民登録地 (船橋市以外の場合)			
	船橋市						
	フリガナ				(上記記載の方のみ) 船橋市への転入日		令和 年 月 日
	氏名(自署)				電話	自宅・携帯 TEL — —	
【口座情報】 就学援助費の振込先は、下記口座を指定します。							
金融機関名		支店コード	口座番号		種別	口座名義(カナ) ※申請者名義	
銀行 信用金庫 信用組合 農協		支店 出張所			普通		
※記載した口座情報と同一の通帳コピーを本書裏側にのり付けしてください。 (金融機関名、支店名、口座番号、口座名義(カナ)、が記載されているページ)					※普通口座のみ指定可		
対象児童生徒	在籍学校名		学校				
	学年・組		フリガナ 児童生徒氏名		生年月日		
	I	年 組			平成 年 月 日		
	II	年 組			平成 年 月 日		
III	年 組			平成 年 月 日			
家庭の状況 (対象児童生徒以外)	氏名	続柄	生年月日	職業 又は 在籍学校名・学年	令和4年1月1日 時点の住民票	居住状況	別居の理由
	1	上記申請者(保護者)	本人	昭・平・令 年 月 日		市内・市外	
	2		妻・夫 父・母 子・()	昭・平・令 年 月 日		市内・市外	同居・別居
	3		妻・夫 父・母 子・()	昭・平・令 年 月 日		市内・市外	同居・別居
	4		妻・夫 父・母 子・()	昭・平・令 年 月 日		市内・市外	同居・別居
	5		妻・夫 父・母 子・()	昭・平・令 年 月 日		市内・市外	同居・別居
	6		妻・夫 父・母 子・()	昭・平・令 年 月 日		市内・市外	同居・別居
	7		妻・夫 父・母 子・()	昭・平・令 年 月 日		市内・市外	同居・別居
	8		妻・夫 父・母 子・()	昭・平・令 年 月 日		市内・市外	同居・別居
申請理由	該当する [] に [✓] をしてください。[該当項目全て]						
	<input type="checkbox"/> ①生活保護世帯である。 <input type="checkbox"/> ②船橋市における児童扶養手当(ひとり親家庭等への手当)が支給されている。 <input type="checkbox"/> ③船橋市における児童扶養手当を現在申請中である。 <input type="checkbox"/> ④上記に該当せず、経済的に困窮している。						
	上記【申請理由③、④】に該当する方は、[] に [✓] をしてください。[該当項目全て] ※1人でも該当する場合						
	<input type="checkbox"/> 給与収入や公的年金収入のみで源泉徴収されている <input type="checkbox"/> 確定申告又は住民税の申告をしている (申告書提出先： 船橋税務署 ・ 船橋市市民税課) <input type="checkbox"/> これから確定申告又は住民税の申告を行う (令和 年 月 頃予定) <input type="checkbox"/> その他 (失業手当、遺族年金等の非課税収入のみの場合等)						
収入状況	<input type="checkbox"/> 令和4年1月2日以降に転入している <input type="checkbox"/> 生計を一にしている者が、令和4年1月1日時点で市外に在住している (単身赴任等) <input type="checkbox"/> 日本国外で収入がある						
	※上記「収入状況」欄で「※添付書類が必要」の項目に✓を付けた場合の必要な書類 (該当する方の分のみ) については、裏面の注意事項をご確認ください。なお、当初申請時の添付資料の提出期限は、令和4年6月21日までとなります。						
	備考						

申請理由
③又は④

※添付書類
が必要

同意項目

- ◆ 私は、船橋市教育委員会（学務課）が認定審査のために私及び私と同居、生計を一にする者の課税状況、生活保護及び児童扶養手当の受給・資格喪失状況、学籍簿、住民基本台帳等を調査することに同意します。
- ◆ 私は、船橋市教育委員会（学務課）が就学援助の認定、喪失、支給、その他必要な情報等について船橋市教育委員会各課、生活支援課、児童家庭課、保育認定課、地域福祉課、地域保健課及びその他庁内外関係機関と相互に情報共有することに同意します。
- ◆ 私は、本申請書に記載した口座と添付した通帳コピーの内容が異なっていた場合、通帳コピーの口座に支払うことに同意します。また、申請者と異なる保護者の振込口座を指定する場合は、口座名義人に就学援助費を受領する権限を委任します。その他、就学援助認定世帯等を対象とした給付金等があるときは、就学援助の指定口座を使用（給付金所管課と共有含む）する場合がありますことに同意します。
- ◆ 私は、就学援助の認定、喪失、変更、支給、返還金状況、その他必要な情報等について、在籍する学校と情報共有することに同意します。
- ◆ 私は、就学援助費の費用の報告について学校長に委任することに同意します。また、船橋市教育委員会（学務課）が必要と判断した場合には、就学援助の受領、支給、返還に関して学校長に委任することに同意し、就学援助費を学校徴収金の未納分等に充当することにあわせて同意します。
- ◆ 私は就学援助受給資格を喪失した際には、相当額を返還することに同意します。

の り し ろ

◎ここに本書表面に記載した就学援助振込先口座の通帳のコピー（申請者名義のもの）を添付してください。

（通帳表紙裏の見開きの金融機関名、支店名、口座番号、口座名義（カナ）が記載されているページ）

※インターネットバンキング等で通帳がない場合は、上記情報が確認できるものを添付してください。

※通帳コピーの添付は本書裏面のどの部分でも構いませんが、申請書からはみ出したり、剥がれたりしないように添付してください。

※特別支援教育就学奨励制度へ既に申請している場合は、特別支援教育就学奨励制度と同一の口座を指定してください。

注 意 事 項

- ① 本申請書 兼 同意書の当初申請期限は5月10日までとなります。【当初（4月）認定最終期日】
※5月11日以降に申請された場合は、原則申請日（学校に提出した日）の属する月からとなります。
例）5月11日に学校に申請書を提出し認定 ⇒ 5月から就学援助の対象
※申請書類に関して学校から指定された期日がある場合には、その期日までに提出してください。
- ② 就学援助制度の申請は、「令和4年度（令和3年分）の収入申告」が必要です。
収入の有無に関わらず申告が済んでいない場合は、審査できませんので、必ずご申告ください。
- ③ 世帯又は同居家族内に、以下①②に該当する方がいる場合には、令和4年1月1日時点で住民登録のある市区町村にて取得可能な「令和4年度市県民税課税証明書（令和3年分の収入）」を6月21日までに学校に提出してください。（船橋市で令和4年度市県民税課税証明書が発行可能な方は不要）
※「令和4年度市県民税課税証明書」は6月上旬頃から各市において取得可能です。
①「令和4年1月2日以降に船橋市へ転入された方」
②「船橋市に住民登録がない方（単身赴任等）」
- ④ 日本国外での収入がある場合、令和3年1月～12月分の日本国外での収入がわかる書類をご提出ください。